

## 就学援助（新入学学用品費）の入学前支給のお知らせ

唐津市では、経済的な理由で学用品費などの支払いにお困りのご家庭について、小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、その費用の一部を援助する「就学援助」制度を実施しています。

### 1 対象要件（申請することができる世帯）

令和8年4月に唐津市の小・中学校に入学予定のお子さんがいるご家庭で、就学援助の対象要件に該当し、令和8年1月30日（金）までに申請され、審査の結果認定となった世帯について、就学援助の新入学学用品費を入学前（令和8年3月末）に支給します。

【保護者及びお子さんが唐津市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯】

- ① 生活保護が停止または廃止されたが、その後も生活が困窮している世帯
- ② 同居者全員、市民税が非課税である世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 上記のほか、保護者の職業が不安定で現在生活に困っている世帯

【注意点】次のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりません。

- ・令和8年3月末日以前に唐津市外に転出される場合
  - ・令和8年4月に唐津市の小・中学校に入学されない場合
  - ・令和8年3月末までに対象要件に該当しなくなる（なった）場合
- ※ 入学前支給を受けたあとに、上記のいずれかに該当することが分かったときは、援助費を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

### 2 支給（予定）額・支給時期・支給方法

#### （1）支給（予定）額

- ◆（新）小学校1年生・・・57,060円（1人あたり）
  - ◆（新）中学校1年生・・・63,000円（1人あたり）
- ※ 金額は変更になることがありますので、ご了承ください。

#### （2）支給時期

令和8年3月31日（火）（予定）

#### （3）支給方法

保護者（申請者）名義の口座に振込

※申請方法は裏面をご覧ください。

（表面）



### 3 申請手続き

#### (1) 申請方法

申請に必要な書類に必要事項を記入し、提出してください。

#### (2) 申請に必要な書類

ア 準要保護申請書兼世帯票（就学援助の申請書になります。）

※ 申請書は、入学予定の小学校又は在籍中の小学校にてお受け取りください。（唐津市ホームページからもダウンロードできます）

イ 振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し（申請者名義のもの）

※通帳・カードレスの場合は、アプリ等で本人名義と確認できる画面のコピーなど

ウ その他の書類

・児童扶養手当を受給している世帯（表面1の対象要件③）

⇒児童扶養手当証書（有効期限と受給者番号がわかる部分）の写し

・表面1の対象要件①、②、④のうち次のいずれかに該当する人がいる世帯

○令和7年1月2日以降に唐津市に転入された人

○同一生計者の住民登録が唐津市以外にある人（単身赴任等）

⇒令和7年度（令和6年分）市県民税所得・課税証明書（令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村へ請求してください。）

※市県民税所得・課税証明書は、令和7年1月1日時点で唐津市に住民登録がある（あった）人の分は不要です。

#### (3) 申請書提出先

（新）小学校1年生の場合・・・4月に入学予定の唐津市立小学校

（新）中学校1年生の場合・・・現在通学している唐津市立小学校

#### (4) 受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

### 4 認定について

◆ 審査後の結果は、（新）小学校1年生の保護者には郵送で通知、（新）中学校1年生の保護者には在籍中の小学校を通じて2月下旬までにお知らせします。

◆ 虚偽の申請や目的外使用が発覚した場合は認定を取り消すことがあります。

【令和8年1月30日（金）までに申請できなかった場合】

令和8年4月30日（木）までの間に申請し、審査の結果認定となった場合は、5月末に新入学学用品費を支給します。

ご不明な点がある場合はお問い合わせください。

